

おんが

発行所 遠賀町役場
編集発行 遠賀町庶務課
印刷所 印刷合資会社
冷牟田印刷

「たばこ」は
町内の店で
買いました

再任の挨拶

遠賀町長 小川 登一郎



昭和四十二年も早や六月となり
ました!! 一月以来の総選挙や、
一般地方選挙等に明け暮れして、
存続遂に今日に至りました。

去る四月の地方選挙に際しまし
ては、町民皆様の温かいご支援を
いただきました。ここに再度町政
を担当させて頂くことになりました。
素より微力な私ではございま
すが、町民のしあわせ増進のため
に、郷土の発展のために、決意を
新にして、明るい町造りのため

に、渾身の努力を献げる覚悟でござ
います。どうぞこの上とも一層
のご指導とご支援を、心からお願
い申し上げます。

私は再任して先づ感ずること
は、町民に直結した真に血の通っ
た町造りをしたいということであ
ります。広く皆さんの民意を徹
し、町の現在及び将来をよく見極
めて、諸施策を遂行して行きたい
と思っております。

本町はご承知のように財政規模
極めて弱小な町でありますので、
自己財源だけでは何一つままとま
た事業は出来ない現状であります
ので、出来るだけ国や県の補助事
業の獲得に努めたいと思っていま
す。

尚積極的には本町の開発に伴う
住宅団地の造成、住宅誘致による

人口の増加、及び中小企業、工場
の誘致等による財源の確保に努め
る覚悟でございます。遠賀川裏埋
立地周辺の住宅団地の造成、国道
沿線の開発、虫生津、浅木の産炭
地域に工場、住宅の誘致、山間地
域の開発等、着々とその計画を進
めつつあるのであります。

町の開発については、現実的に即
し、立地条件を充分勘案して、町
の将来性を考慮して、夫々施策を
進めたいと、目下これが具体的な
マスタープランの作成を急いでい
ます。

地域開発の焦点は、何と云って
も道路の整備と、交通の便利を図
ること、町内県道の舗装化促進、
北部山手線道路の舗装化とバス
運行の改善促進、更に旧芦屋鉄
道側線の県道化促進、バイパス道
路の実現促進、その他町道の整備
等々幾多の問題をかかえているの
であります。これ等の早期実現
にむかって努力中でございます。

文教施設に於ても、浅木小学校

六月一日は人権擁護委員法が制
定されて十八周年になります。
その間、人権思想は着実に国民
の間に根をおろしつつあり喜ばし
いことです。

しかしなお、自分勝手に振舞い
他人の迷惑には平気でいる人も多
く、暴力等による自由の侵害と強
制、私的制裁、村八分、差別待
遇、人身売買、宗教団体への強制
加入、公害などの人権侵害が発生

人権擁護委員制度について

することがあります。

こんなとき、自分の正しい言
分をひきこめ、相手のいいなりに
なることは自分を失ったも同じ
で、憲法で保障する基本的人権を
自ら放棄することになります。

他人がまちがった考えを押しつ
けてきた場合、自分の正しい言
分を主張する勇氣も必要です。
まわりの人達とは円満に、仲良

くしていかなければならないこと

はいうまでもありませんが、それ
は泣き寝入りするということでは
なくて、お互いの権利と義務とを
十分に理解したうえで、つまり自
分だけのことではなく、相手の立
場もよく考えて行動するというこ
とが大切です。

それによつて、明るい平和な社
会生活が営まれるのですが、もし
人権が侵害されたら、ためらわず
にもよりの人権擁護委員にご相談
ください。

人権擁護委員は未然に人権侵害

防音校舎の建築、島門小学校体育
館兼講堂の建設、遠賀農芸高等学
校の建設促進等、これが実現に努
めていきます。

尚民生安定のために、上水道施
設の促進にも力を入れる覚悟で
ございます。

又税金の低減ということについ
ても、夙に真剣に考えているので
ありますが、何分にも前述のよう
に、一般財源の乏しい現状に於い
ては、徐々に考えて行きたいと思
つていきます。要は減税も、公共施
設の充実も、北九州市との早期合
併の促進にかかっていると思ので
ありますので、これが実現に向
って大いに努力したいと思っていま
す。

町民のしあわせ、町の発展のため、
今後一層よろしくご指導と、
ご協力をたまわりますよう、重ね
てお願い申し上げます。簡単な所
信の一端を述べて、再任のご挨拶
といたします。

を防ぎ、すでに侵害された人権侵
害については、公正な立場にた
つてみなさんの人権を守るため、適
切な処置をとってまいります。

この相談は無料でお引き受け
し、秘密は十分に守られますから
遠慮せず相談してください。
町内の委員の方々は次のとおり
です。

- 今古賀 柴田 勇
- 浅木 矢野 定臣

昭和四十二年稲作近代化運動 (二)

田植前に実施—航空防除

用水管理は共同でしましよ

本年度の稲作指針については部
落説明会の折説明しておりますが
ら、時期的な間隔のみについて申
し述べます。

一、気象予報

六月前半は大平洋高気圧が発達
し、夏らしい天気があらわれま
す。しかし後半になってオホー
ツク海の高気圧が現れ曇雨が多
く局地的には大雨が降り、梅雨
期間全体の雨量は平年より多く
なる見込みです。

二、苗代の肥培管理

今年苗代は干天続きのため
立枯障害を蒙り全般的に苗立ち
は悪いようですから、一本でも
大切に今後の管理に努めていた
だきますようお願いいたします。

- 1 苗代後半にかけては除々に
水量を増し床面上に水が切れな
いようにすることが苗取を容易
にする原因ともなります。
- 2 苗代肥料は元肥主体ですが
若し苗代後半に肥料不足のため
葉色がおちる圃場は液肥として
苗取の四〜五日前に落水後ジョ
ロで窒素の単肥を散布します。
- 3 苗代共同防除としては
第1回 6月2〜5日 (DM粉
剤)
第2回 6月14〜16日 (航空防
除)
第3回 6月24〜27日 (SB粉
剤)

なおイモチ病、シラハガレ病
発生地帯は、水銀剤並にマイシ
ンを散布(苗取前)します。

三本田肥培管理 (七ヶ月)

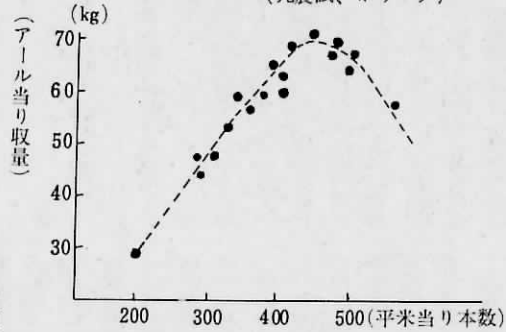
- 1 栽植株数と田植の問題
・安定した多収をはかるうえに
は穂数の確保が必要であり、そ
の手段として株数の増加が必要
であります。勿論株数を増すこ

とについては色々の条件で限界
がありますが、山間部で地方の
少ないところほど株数を密にし
六五〜七〇株(三、三平方米当
り)を確保し、その他の平坦地
は六〇株〜六五株を基準としま
す。

また加里、燐酸や珪酸質など
の多施用により稲体が健全に育
てられるところは密植の限界が
高くなってきます。

・早期に有効茎を確保するうえ
については下位分ケツの促進を
させなければなりません、その
ためには(イ) 田植を極力浅植
とする、(ロ) 苗の良質なものを
育成する(健苗育成)、(ハ) 田植
後の水管理に留意し植痛みの防
止と分ケツの促進をはかる……
などの措置が大切です。

収量と穂数の相関々係
(九農試、ホウヨク)



四、施肥の改善

安全多収を目標とする場合、
三要素及び特殊成分(鉄・珪酸
苦土)や微量要素を多投するこ
とが必要となってきます。

しかし窒素質の過多は徒らに
茎葉の過繁茂を招き病害虫の発
生を助長し登熟歩合並びに干粒
重の低下を来し、収量に悪い結

果をもたらしますから肥料の適
施は稲作上重要なことです。
1 施肥量は徒らに元肥偏重に
ならず、追肥も十分考慮した施
肥設計をたて下さい。

2 肥料の施肥基準は昭和四十
二年度水稲肥培管理表に記載し
ていますように平坦肥沃地で窒
素質の成分で、10〜12%増、加
里質も同程度の量で燐酸質は六
〜七割程度の外珪酸、苦土、鉄
(ハイロサイ・珪カル)なども
必要地帯は投入します。

3 肥料の施用時期は窒素にお
いては、元肥と追肥(分ケツ肥
穂肥、実肥)に分け燐酸は全量
元肥少量分ケツ肥に廻す程度
とし、加里は元肥と分ケツ肥そ
れと穂肥に分けます。

4 中間追肥は地方の高いとこ
ろ及び粘土質等の肥持ちのよい
ところ又は田植期の遅い場合は
省くか控へ目にします。

しかし地力が低く肥切れし易
い地帯及び田植期が早い場合に
は分ケツ肥として七月十日前後
までに混合肥料か
窒素の単肥を施用
します。

5 常習水害地帯
や排水不良等の関
係で田植後常習的
に冠水するところ
では元肥を減じ、
生育が立直ってか
ら追肥します。

五、病害虫防除

稲作近代化の推
進と併行し多肥密
植が行われますか
ら、病害虫の多発は当然予想さ
れます。従って病害虫の防除は
極めて重要な支えとなり防除の
強化を計る必要があります。

1 航空防除

従来航空防除の実施につきま
しては田植後の散布でありまし
たが、今年度より田植前の防除
として次のとおり郡農協が事業
主体となり実施されますからこ

協力の程お願いします。

ア、防除予定 六月十四日より十
六日までの三日間

イ、使用農薬 サンエスポン
ウ、使用航空機 西日本航空へ
リコフター二機

エ、対象害虫名 ツマゲロヨコ
バイ、ヒメトビウカ。

なお航空防除実施に伴う注意
事項については別途チラシを配
りますから省略します。

2 本田の病害虫防除

・田植後の防除計画としては
七月上旬にSB粉剤、若しくは
ガンマー粒剤にてウンカ類及び
メイ虫を防除します。

・七月下旬には夏ウンカや青
虫類の成幼虫、メイ虫喰入虫等
の被害が始めますからスミナ
ツク粉剤若しくはバイジツト粉
剤を散布して下さい。

六、水管理の適正

根の健全度を高め登熟性を向
上させるためには水管理の適正
を期せねばなりません、本町
の場合広域的水利調整の要から
共同管理が特に望まれます。

1 田植後活着期まで

田植後活着までの五〜六日間
は深水にし苗の倒伏や動揺を
防ぐと共に、根から水分を十
分に吸ねさせて植え傷みを防
止します。

2 分けつ期の管理

分けつ期には入れば水深を二
〜三種の浅水に保ち、株元に
光線と十分な温度を当て、下
位分けつの発生を促進させる
ことが大切です。

3 中干しの励行

根の健全な発育を促進するた
めには中干しを励行します。
天候が順調に経過すれば、七
月二七〜八日頃より一週間程
度行います(土壌条件により
加減します)が、遠賀川水系
(含む山田川)ではあまり強
度な中干しは害がでます。か
ら、割れ目が大きくなりすぎ
ると「走り水」を通して断根
を防ぎ次第に水をかけ元の水
田状態にするよう心掛けて下
さい。

農夫症に就いて

原因と予防

医学博士 竹森 啓 祐

一、はしがき

遠賀町は明治百年を記念してか上水道を全町に普及する水道工事第二期計画を推進されている。

郷土の繁栄社会開発のため慶賀の至りである。町当局の英断に感謝を捧げる。

上水、下水処理等の完備により感染と寄生虫の予防、更にこゝに記述する農夫症についても郷土各位の予防によって健康の増進を期待するものである。

二、農協婦人大会で

問題となった農夫症

近年農村医学が進み、農夫症の原因が明らかになった。

先般東京で催された第十二回全国農協婦人大会で、農夫症が問題となった。この病氣は過労が原因の主なもの指摘された。

他山の石として参考に存する。

この大会では、各府県婦人代表から多くの発言があった。その二、三を抄録する。

(イ) 妊婦が耕耘機を使用したために、流産又は未熟児を分娩した。(滋賀県代表)

(ロ) 長期間出稼する夫の留守をあずかる主婦だけが、過労にさ

いなまされているだけでなく、都市近郊の農家の主婦が、農圃期に働きに出る、そのため農圃期の方が却って忙しい所もある。

(ハ) 茨城県の或地区では、農家の主婦の半数位は、納豆のツト作り、箱作りに町工場のパートタイマーとして働きに行く。その労働時間は、一日に農繁期は十三時、農圃期十四時余りという。したがって農繁期の疲労を農圃期に回復させるどころか、疲労を積み重ねるという無理をしている実例を述べている。

三、農夫症の症状

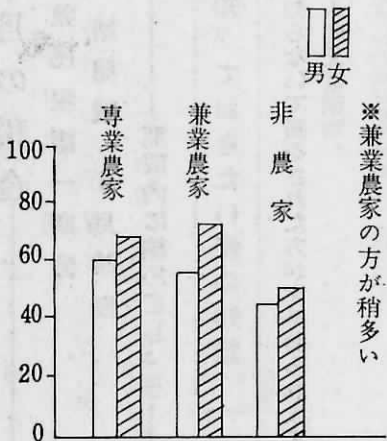
農夫症は男女共に罹るというか起る。都会生活の人にも起るが、農村に多い。

東北地方の農村では主婦六三男五〇%、全国の農村では三人に一人二人に一人という程に多い年令との関係は三〇才一六〇才までの働き盛りの人、疲労度と相関がある。

八千穂村の四〇才一五〇才の九七一人について農夫症の発生率は第一表の如くである。

(第一表)

農夫症発生率(%)



※兼業農家の方が稍多い

(第二表) 農夫症の症状

肩	こ	り	痛
腰	の	し	れ
手	間	び	尿
夜	き	多	れ
息	め	ま	眠
不	まい	いた	ら
調	腹	は	み

8 症状の各々について
1ヶ月
(いつもある……2点
時々ある……1点
なし……0点)

第二表の8症状について一ヶ月いつもあるを2点、時々あるを1点、ないを0点として採点。合計3~6点までは農夫症(十一)とし、7点以上14点まで農夫症というのである。

四、農夫症の原因

主なる原因

一、身体的の過労(かがむ仕事)

二、精神的の過労(氣苦勞)

三、栄養不良

四、寄生虫、感染

五、冷えこみ

この冷えこみについて、農村の建物構造との関係、室内の主婦の作業との関係がある。

農林省の調査によると、天井の無い家は、全国農家の六三%もある。

この天井のない家は換気は良いが冬季に冷える。

以上の原因が、種々重り合い、長年つづくと、ストレス病といわれている、リウマチ、高血圧、動脈硬化、心臓、腎臓病となる場合もある。

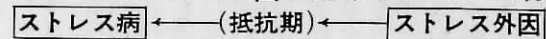
五、農夫症の予防

農夫症の原因、症状を述べた。

この8症状を示標として病気を予防することを奨める。

自衛して健康意識を確立される

(第三表) ストレス外因と農夫症とストレス病



リウマチ
高血圧
動脈硬化
心臓病

農夫症

肉体的
精神
栄養
感寒

過剰
寄生
冷害

労働
緊張
害虫
害

よう希望する。すでに述べた幾つかの原因が重なり合って農夫症となる。神経質にならぬよう。

生活の改善を断行して、原因を一つ一つ除くことに努めることが予防である。

一、身体及び精神的の過労を避ける工夫。これは労働時間の配分をはかり、作業の能率化をはかる。毎日一定時間の休養、睡眠によって疲労の回復をする。一時間働いて十五分休むと主張するもあつた。

二、食生活の改善、米食に偏して大食する傾向は改むべきである。米の消費を節し、その代わりに鶏卵、魚、肉、牛乳に換えて飲食する工夫をする。

三、入浴の励行。

四、寄生虫、感染の予防

五、天井のない住宅は改造する。

この場合は換気法に注意する(煉炭を用ゆる家庭は、一酸化炭素の中毒を予防するための換気法)

※農夫症は薬だけでは予防できない。

今月の税金

町県民税第一期分

納期限 6月26日

期限内に納めましょう

知っておきたい税の知識

税法を知らないで損をされた方が大勢おられます

“素人考えは禁物”

国、県、市町村の税務職員は納期相談に関しても親切に教えてくれます。わからない点があったら遠慮なく相談してあなたの方が有利になるような申告をして下さい。

税の申告は、あなた方の義務であると共に法に基づいて有利な申告をする権利があります。

例

(1) 人に土地や家屋を売られた場合は譲渡所得として所得税がかかりますが、税法を知らないため必要な税額を支払われた人がたくさんおられます。

(2) 土地、家屋所有者が死亡されている場合に一人で相続して売却されるより数人で相続されてそれを売却された場合では税額において数倍も安くするときが

国民年金未加入者へおしらせ

国民年金(老齢年金)の受給資格期間は二十五年間になっています。昭和六年生まれの人(本年三十五才)は今年自分の生年月日が来るまでに加入しないと将来、社会保険制度から取り残されることとなります。

また、今年満五十五才にならる方

(明治四十四年四月二日以降生まれの人)で左記の表に該当する人以外の方は、みんな加入しなければなりません。まだ加入していない方はぜひとも加入届けをしてください。

なお現在七〇才以上の人に対して福祉年金が支給されていますがこの受給資格は、明治四十四年

あります。

(3) 生前贈与(主に農地)を受けられて期限内に申告を怠ったため多額の課税をされた方が数人おられます。

(4) 生前贈与のときは不動産取得税がかかりますが、相続に因って不動産を取得されたときには不動産取得税はかかりません。
(5) 相続税は相続財産が四〇〇万円以下の場合にはかかりません。※申告期限を間違えないようにしてください。

以上の事以外でも、手続き、方法等に関してわからない事があつたらご心配なく遠賀町役場税務係にお尋ねください。

知らないで損をするより、知って損をしないようにしましょう

月一日以前に生れた人だけが該当し、同年四月二日以降に生れた人は今後七〇才になっても福祉年金は支給されません。

加入の届け出、保険料の納め方等、また掛金の納入が困難な方については、役場住民課社会係にご相談ください。

- 一、厚生年金保険法
- 二、船員保険法
- 三、恩給法
- 四、国家公務員共済組合
- 五、地方公務員等共済組合
- 六、私立学校教職員共済組合
- 七、公共企業体職員等共済組合
- 八、農林漁業団体職員共済組合

給水設備(水道給水工事)等について

水道

最近給水設備の工事を無断で施行したり。指定工事店以外の業者に依り違反工事がなされている事があり、当局としてはこれらの事実に対して嚴重に勧告しておりますが仲々徹底せず、水道維持管理に支障を来たし困惑致しております。

従来より水道行政は遠賀町水道給水条例によってこの維持管理に当たっているのでありますが、需要者の皆様の中でこの条例の細部を知っている方はごく一部の方で、

大部分の方が御存知ないと思われまので、知らず、知らずの内に違反をおかされているものと思います。そこで特に皆様を知って頂くための事項を次に掲げます。

水道工事をされる時!!

- 一、工事の申込みは、直接遠賀町指定工事店へ。
- 二、水道工事にかゝる費用は金額申込み者の負担です。
- 三、遠賀町指定工事店

指定工事店は (イ、ロ、ハ順)

店名	場所	電話	営業者
高崎工務店	遠賀町良老	遠賀川局 121 (呼)	高崎昭男
中村鉄工所	遠賀川	193	中村一義
村田水道工業	〃	〃	村田一
福田工務店	〃	168 (呼)	福田秀実
小牧組	〃	〃	小牧喜代三
佐伯工事店	虫生津旧停	8203 (呼)	佐伯勝己
		170	

以外の業者には絶対に工事を頼まないで下さい。
四、増設、改造、変更、撤去をされる時も以上と同じです。
※右に違反された時は通水をしない事があります。

水道係に届け出るもの!!
一、使用開始または中止廃止される時。

二、使用者の氏名、住所又は事態に変更があったとき。
三、給水設備の所有者や管理人が変わったとき。

四、その他必要なとき。
※以上の届け出はその前日迄に請求して下さい。

春の交通安全運動について

毎年春秋の二回に、道路愛護を実施しておりますが、このことが一般的な常識となつてまいり、このことより、歩行者の事故が急増する今日では、道路交通環境の整備改善を促進するようさければ今回の交通安全運動として、五月二十二日から三十一日まで市民の皆様のご協力をお願いしたところであります。今後またこのことをご協力下さるようお願いいたします。

(イ) 公共の道路および土地をだりに破損したり、不法に占用、使用したりしないこと。
(ロ) 公共の道路および土地に、ゴミやワラや切り草、その他の有機物を等々放置したりしないこと。
(ハ) 公共の道路および土地において、土砂、砂利、芝草等を許可なく採取したりしないこと。

(ニ) 道路交通上において事故防止のための標識、または、工作物を損傷したりしないこと。
これらのことに違反すると法により罰せられますので注意して下さい。